

岩木川流域下水道岩木川浄化センター
汚泥有効利用施設整備運営事業

落札者決定基準

令和4年度

日本下水道事業団

目次

1. 総則	1
2. 落札者決定方法	2

1. 総則

本工事を実施する落札者には、本工事の設計、建設、維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められるため、落札者の決定にあたっては、総合評価落札方式を採用し、入札価格のほか、入札価格以外の要素から総合的に評価する。

入札の参加にあたっては、日本下水道事業団の要求水準を踏まえた上で技術提案を行い、その提案が適正であることが必要である。

2. 落札者決定方法

(1) 落札者決定の手順

落札者決定の手順は、下図に示すとおりである

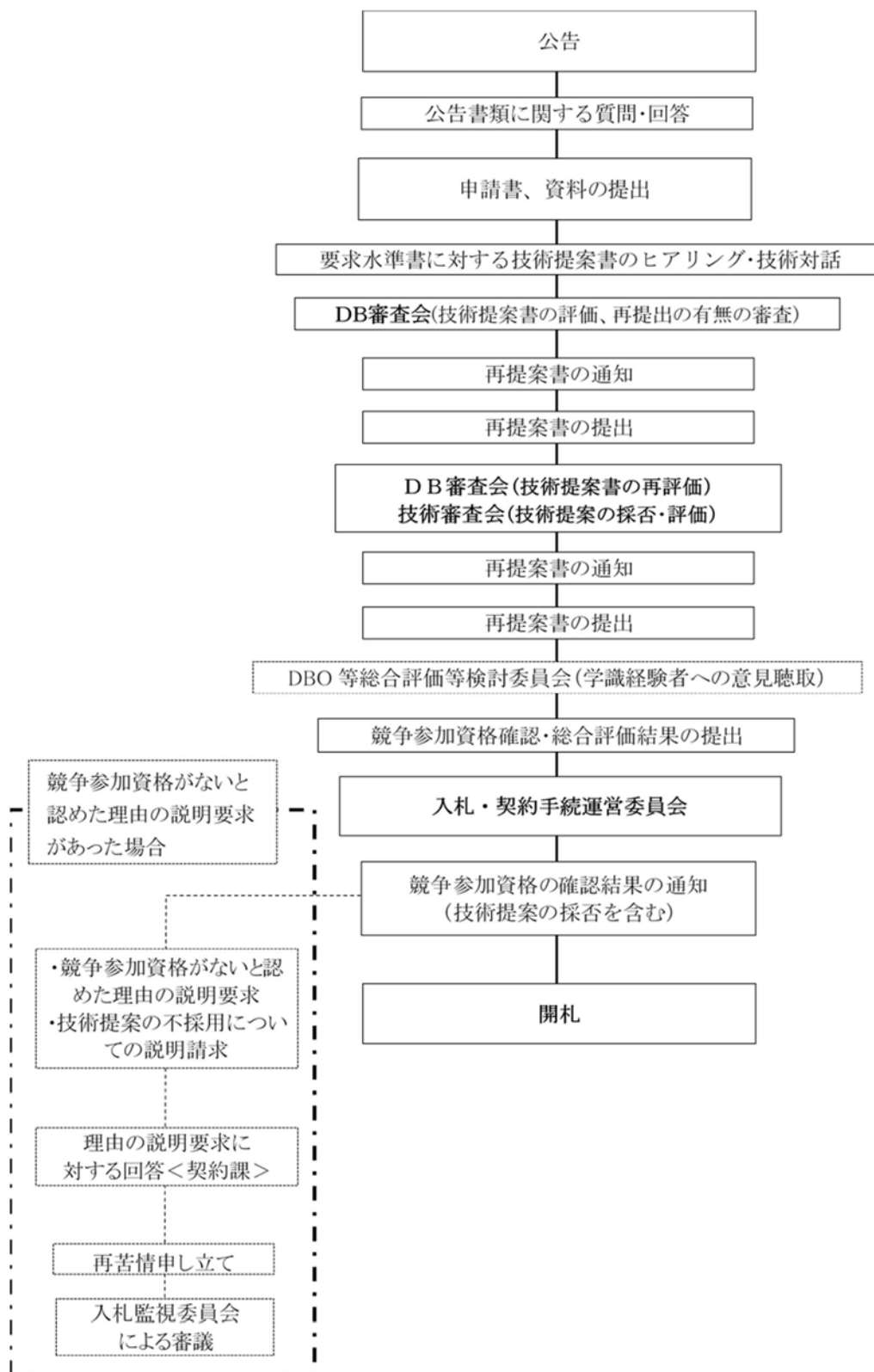


図1 落札者決定の手順

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）の確認

応募者から提出された入札参加申込書及び入札参加資格確認資料により、入札・契約手続運営委員会の審議を経て、技術提案に関する要件を除く入札参加資格を確認する。

入札説明書等に示す参加資格要件の具備が確認できない場合は失格とする。

イ 入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認

技術提案書（技術提案書の改善がなされた場合は、再技術提案書。以下同じ）について、各様式に記載された内容が、要求水準書に示す最低限の要求要件をすべて満たしていること、及び実現性や安全性等に係る技術的所見が適正であるかどうかを確認する。

技術提案の内容に最低限の要求要件を満たさない事項がある場合、及び技術的所見が適正であると確認できない場合は失格とする。

(3) 入札

ア 応募者の提出する価格

日本下水道事業団から入札参加資格（技術提案に関する要件）確認通知を受け取った応募者は、設計・建設費（以下、「入札価格」という。）について入札を行う。また、維持管理・運転費に係る見積書を提出する。

イ 価格の確認

日本下水道事業団は、入札後、入札価格が予定価格の範囲内であることを確認し、予定価格を越えれば失格とする。

(4) 総合評価

ア 価格点（40点）

価格点は、下式をもって行う。

価格点（40点）	$=40 \times [1 - (\text{設計・建設入札価格} + \text{維持管理・運営費提案額}) / (\text{設計・建設予定価格} + \text{維持管理・運営費上限額})]$
----------	--

※1 維持管理・運営費提案額について

入札時に提出する維持管理・運営費提案額は、入札参加資格（技術提案に関する要件）に基づく技術提案を確実に履行するものとして、技術提案書提出時に提出した見積書（維持管理・運営費提案額）から変更してもよい。

ただし、技術提案書提出時の提案書（維持管理・運営費提案額）を上回る維持管理・運営費提案額は無効とする。

※2 入札時における維持管理・運営費提案額を、青森県と契約する維持管理・運営契約委託契約における契約金額の上限とする。

イ 技術評価点（60点）

技術提案書の内容に応じ、表1に示す評価項目（指標）及び配点に基づき技術評価点を与える。

ウ 評価値（100点）

総合評価は、下式で得る評価値をもって行う。評価値は、価格点と技術評価点の総和で得る。なお、評価値の最も高い者が2以上あるときは、該当者でくじ引きを行い落札者を決める。

評価値（100点）	=価格点（40点）+技術評価点（60点）
-----------	----------------------

(5) 落札者の決定

日本下水道事業団は、総合評価審査委員会における審査結果をもとに、落札者を決定する。

表1 技術評価点の評価項目及び配点

評価の観点	評価項目	配点	評価種別
総合的なコストの削減に関する技術提案	ライフサイクルコスト削減手法に関する技術提案	8	定性
社会的要請への対応に関する技術提案	建設時における地元活用の提案	8	定量
施工計画に係わる具体的な技術提案	施工時における既設設備への配慮、及び施工の安全対策に関する技術提案	8	定性
(施設建設に係る技術提案)	計	24	
維持管理運営に係る技術提案	運営の安定性に関する技術提案	12	定性
	臭気に関する技術提案	12	定性
	肥料化製品の販売促進及びイメージ認知度向上に関する提案	12	定性
(維持管理運営に係る技術提案)	計	36	
合 計		60	

(1) 施設建設に係る評価項目、評価基準及び評価点

① ライフサイクルコスト削減手法に関する技術提案

○評価対象と評価点

評価項目	評価基準	評価点												
<p>「総合的なコストの削減に関する技術提案」</p>	<p>(1) 評価基準</p> <p>今回事業は、DB+(0)方式で行うものである。事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの向上を期待する。設計・建設時及び維持管理・運営時におけるコスト削減手法について、提案を求める。</p> <p>(2) 評価対象</p> <p>施設的设计・建設時におけるコスト削減手法、及び施設の維持管理・運営時に寄与する施設設計に関するコスト削減手法について提案を求める。</p> <p>以下の2項目に対して効果的かつ具体的な提案を評価する。なお、各項目で提案できる数は1個までとする。</p> <p><u>提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。各項目において同種内容が提案された場合は、重複して評価は行わないものとする。</u></p> <p>(3) 評価方法</p> <p>下記項目について効果的かつ具体的な提案を評価する。</p> <p>①施設の設計又は建設時におけるコスト削減に関する提案</p> <p>②施設の維持管理・運営時に寄与する施設設計におけるコスト削減に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案は2個（1項目ごとに1個）までとする。 ・配点は1提案あたり4点とし、それぞれの配点ごとに以下の評価指標を考慮した値を合計したものを評価点とする。 <table border="1" data-bbox="422 1688 1163 1944"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価指標</th> <th>算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>非常に優れている</td> <td>配点×1.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>優れている</td> <td>配点×0.5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。</td> <td>配点×0.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価指標	算定基準	A	非常に優れている	配点×1.0	B	優れている	配点×0.5	C	要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。	配点×0.0	<p>8点</p>
評価	評価指標	算定基準												
A	非常に優れている	配点×1.0												
B	優れている	配点×0.5												
C	要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。	配点×0.0												

② 建設時における地元活用の提案

○評価対象と評価点

評価項目	評価基準	評価点												
<p>「社会的要請への対応に関する技術提案」</p>	<p>(1) 評価基準 地域社会を活性化するための対応について評価する。</p> <p>(2) 評価対象 別添様式第40-3-1号により、汚泥有効利用施設の設計・建設時において建設共同企業体の代表者または構成員に県内に本店を持つ企業を採用した場合にその建設工事費合計金額の割合により評価する。</p> <p>(3) 評価方法</p> <table border="1" data-bbox="405 792 1257 1099"> <thead> <tr> <th>県内企業建設工事費割合</th> <th>配点(a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事費上限額に対して 35%以上</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>建設工事費上限額に対して 25%以上 35%未満</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>建設工事費上限額に対して 15%以上 25%未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>建設工事費上限額に対して 5%以上 15%未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>建設工事費上限額に対して 5%未満</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p><評価点を求める計算式> $\text{県内企業建設工事費割合} = \frac{\text{県内企業建設工事費合計額}}{\text{建設工事費上限額}} \times 100$ </p> <p>※評価点の最大値は8点とする。</p> <p>上記においては、代表者または構成員の企業名及び請負代金を提出すること。また、工事終了時に請負金額が分かる契約書等を提出すること。</p>	県内企業建設工事費割合	配点(a)	建設工事費上限額に対して 35%以上	8点	建設工事費上限額に対して 25%以上 35%未満	6点	建設工事費上限額に対して 15%以上 25%未満	4点	建設工事費上限額に対して 5%以上 15%未満	2点	建設工事費上限額に対して 5%未満	0点	<p>8点</p>
県内企業建設工事費割合	配点(a)													
建設工事費上限額に対して 35%以上	8点													
建設工事費上限額に対して 25%以上 35%未満	6点													
建設工事費上限額に対して 15%以上 25%未満	4点													
建設工事費上限額に対して 5%以上 15%未満	2点													
建設工事費上限額に対して 5%未満	0点													

③ 施工時における既設設備への配慮、及び施工の安全対策に関する技術提案

○評価対象と評価点

評価項目	評価基準	評価点												
<p>「施工計画に係る具体的な技術提案」</p>	<p>(1) 評価基準</p> <p>本事業で施設建設を行う予定地が既設設備内であり、既設設備運転中に場内動線などを維持管理者と共有することになる。</p> <p>また、施工時に維持管理動線等と錯綜する状況であるため、安全対策も求められる。よって施工時における既設設備への配慮、及び施工の安全対策について提案を求める。</p> <p>(2) 評価対象</p> <p>稼動中の施設内で大規模な工事を行うことから既設設備の継続運転、維持管理動線確保、維持管理者の安全若しくは工事従事者の安全に配慮した施行中の安全対策を評価する。</p> <p>以下の2項目に対して効果的かつ具体的な提案を評価する。なお、各項目で提案できる数は1個までとする。</p> <p><u>提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。各項目において同種内容が提案された場合は、重複して評価は行わないものとする。</u></p> <p>(3) 評価方法</p> <p>下記項目について施工時における効果的かつ具体的な提案を評価する。</p> <p>①施設運転継続若しくは維持管理従事者の安全に配慮した安全対策（「④ 運営の安定性に関する技術提案」とは異なる提案）</p> <p>②安全な維持管理作業動線確保に作配慮した施工計画</p> <p>・提案は2個（1項目ごとに1個）までとする。</p> <p>・配点は1提案あたり4点とし、それぞれの配点ごとに以下の評価指標を考慮した値を合計したものを評価点とする。</p> <table border="1" data-bbox="422 1688 1163 1944"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価指標</th> <th>算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>非常に優れている</td> <td>配点×1.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>優れている</td> <td>配点×0.5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。</td> <td>配点×0.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価指標	算定基準	A	非常に優れている	配点×1.0	B	優れている	配点×0.5	C	要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。	配点×0.0	<p>8点</p>
評価	評価指標	算定基準												
A	非常に優れている	配点×1.0												
B	優れている	配点×0.5												
C	要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。	配点×0.0												

(2) 維持管理運営に係る評価項目、評価基準及び評価点

④ 運営の安定性に関する技術提案

○評価対象と評価点

評価項目	評価基準	評価点												
<p>「維持管理運営に係る技術提案」</p>	<p>(1) 評価基準 汚泥有効利用施設で生成される肥料は、安定的な生産が求められる。 よって、本項目について提案を求める。</p> <p>(2) 評価対象 汚泥有効利用施設の安定的な運転に関する提案について評価する。</p> <p>(3) 評価方法 以下の項目に対して効果的かつ具体的な提案を評価する。なお、各項目で提案できる数は1個までとする。 <u>提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。</u></p> <p>①施設の安定的な運転に対する創意工夫 ②汚泥性状の変動に対し安定的に肥料を生成するための創意工夫</p> <p>・提案は2個（1項目ごとに1個）までとする。 ・配点は1提案あたり6点とし、それぞれの配点ごとに以下の評価指標を考慮した値を合計したものを評価点とする。</p> <table border="1" data-bbox="422 1344 1165 1601"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価指標</th> <th>算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>非常に優れている</td> <td>配点×1.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>優れている</td> <td>配点×0.5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。</td> <td>配点×0.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価指標	算定基準	A	非常に優れている	配点×1.0	B	優れている	配点×0.5	C	要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。	配点×0.0	<p>12点</p>
評価	評価指標	算定基準												
A	非常に優れている	配点×1.0												
B	優れている	配点×0.5												
C	要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。	配点×0.0												

⑤ 臭気に関する技術提案

○評価対象と評価点

評価項目	評価基準	評価点												
<p>「維持管理運営に係る技術提案」</p>	<p>(1) 評価基準 汚泥有効利用施設の臭気対策は十分に配慮する必要がある。臭気対策について評価する</p> <p>(2) 評価対象 汚泥有効利用施設の臭気漏洩監視について評価する。</p> <p>(3) 評価方法 以下の2項目に対して効果的かつ具体的な提案を評価する。なお、各項目で提案できる数は1個までとする。 <u>提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。各項目において同種内容が提案された場合は、重複して評価は行わないものとする。</u></p> <p>①汚泥有効利用施設の通常運転時の臭気漏洩監視方法及び漏洩リスク発生時の対応手順に関する提案</p> <p>②脱水汚泥の搬出時・修繕等の施設休止時・緊急停止時の臭気漏洩監視方法及び漏洩リスク発生時の対応手順に関する提案</p> <p>・①についての提案は1個までとする。配点は6点とし、以下の評価指標を考慮した値を①の点数とする。</p> <p>・②については、上記3つの時点での対策をそれぞれ提出すること。配点は、対策1つにつき2点とする。有効な提案が3つあれば6点、2つあれば4点、1つあれば2点とする。</p> <p>・①と②それぞれの点数を合計したものを評価点とする。</p> <table border="1" data-bbox="421 1592 1163 1843"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価指標</th> <th>算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>非常に優れている</td> <td>配点×1.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>優れている</td> <td>配点×0.5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。</td> <td>配点×0.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価指標	算定基準	A	非常に優れている	配点×1.0	B	優れている	配点×0.5	C	要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。	配点×0.0	<p>12点</p>
評価	評価指標	算定基準												
A	非常に優れている	配点×1.0												
B	優れている	配点×0.5												
C	要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。	配点×0.0												

⑥ 肥料化製品の販売促進及びイメージ認知度向上に関する提案

○評価対象と評価点

評価項目	評価基準	評価点												
<p>「維持管理運営に係る技術提案」</p>	<p>(1) 評価基準 岩木川浄化センターに肥料化製品受渡施設を設け、肥料の販売を行う。肥料化製品受渡施設における集客・販売促進が、地元住民への地元還元につながるを考える。また、下水汚泥肥料に対するイメージ認知度の向上への取組が大事である。 よって、本項目について提案を求める。</p> <p>(2) 評価対象 県内における肥料化製品の販売促進及び下水汚泥肥料のイメージ認知度向上に関する提案を評価する。</p> <p>(3) 評価方法 以下の3項目に対して効果的かつ具体的な提案を評価する。なお、各項目で提案できる数は1個までとする。 <u>提案数を超えた場合には、すべての提案を評価対象外とする。</u></p> <p>①岩木川浄化センター内の肥料化製品譲渡施設における販売促進に関する提案 ②県内における肥料化製品の販売促進に関する提案 ③下水汚泥肥料のイメージ向上につながる取組の提案</p> <p>・提案は3個（1項目ごとに1個）までとする。 ・配点は1提案あたり4点とし、それぞれの配点ごとに以下の評価指標を考慮した値を合計したものを評価点とする。</p> <table border="1" data-bbox="424 1565 1166 1821"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価指標</th> <th>算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>非常に優れている</td> <td>配点×1.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>優れている</td> <td>配点×0.5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。</td> <td>配点×0.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価指標	算定基準	A	非常に優れている	配点×1.0	B	優れている	配点×0.5	C	要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。	配点×0.0	<p>12点</p>
評価	評価指標	算定基準												
A	非常に優れている	配点×1.0												
B	優れている	配点×0.5												
C	要求水準と同等である。 または有効性が不明確である。	配点×0.0												